

常陸太田市中小企業等BCP策定支援補助金

補助概要

市内の中小企業者が、自然災害等の被害を最小限にとどめるとともに、主要業務の継続や早期復旧を可能とするBCP（事業継続計画）策定の取組を促進し、地域経済の基盤強化及び市内中小企業者の信頼性増加を図ることを目的に、策定等に要した経費の一部を補助します。

補助対象者

補助の対象となる事業者は、下記に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 市内に事業所を有する中小企業者、又は構成員の過半数が市内に主たる事業所を有する中小企業交流団体（任意団体でも可）で、同一事業を1年以上行っている者
- ② 市税等を滞納していない者。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く
- ③ 対象経費に係る補助を他の制度により受けていない者
- ④ 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。（役員等を含む。）

補助対象経費

BCPの策定又は改訂に要する費用

対象経費区分	対象経費の例
謝金・報償費	専門家等の招致に要した経費
旅費	専門家等及び研修会への参加に係る交通費及び宿泊費
需用費	BCPの策定等に係る印刷製本費、専門書の図書購入費
委託料	専門家等への委託に要した経費
使用料及び賃借料	会議室又はパソコン等機材の使用料

補助率及び補助上限額

補助率 補助対象経費の総額の1/2以内

補助限度額 1事業者につき1会計年度当たり**20万円**を上限（千円未満の端数切捨て）

申請書及び添付書類

常陸太田市中小企業等BCP策定支援補助金
交付申請書（様式第1号）

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 必要経費及びその内訳がわかる書類（見積書の写し等）
- (3) 法人登記事項証明書又は定款の写し
- (4) 会社等の概要書（任意様式）
- (5) 市税等に滞納がないことの証明書
- (6) その他、市長が必要と認める書類

申請先及びお問い合わせ

〒313-8611
茨城県常陸太田市金井町 3690
常陸太田市 商工観光部
商工振興・企業誘致課
TEL 0294-72-3111（内線 622）
FAX 0294-72-0288
E-mail yuchi@city.hitachiota.lg.jp